

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

(観光誘客課)

ページ
一

号外 (三) 平成二十七年 四月 一日

規 則

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県通訳案内士法施行細則(平成十八年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「岐阜県商工労働部観光交流推進局国際戦略推進課」を「岐阜県商工労働部観光国際局観光誘客課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 七 年 四 月 一 日

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社